

読書バリアフリーの推進について

教育委員会事務局 中央図書館

I 新潟市読書バリアフリー推進計画の策定

令和元年施行の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称「読書バリアフリー法」）に基づき、令和6年4月に「新潟市読書バリアフリー推進計画」を策定しました。障がいの有無に関わらず、すべての市民が読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会を目指し、生涯にわたる学びや成長を支える読書活動を推進していきます。

2 計画の対象

視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、読書（活字によって表現された書籍を読むこと）が難しい人、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい人を対象とします。障がい者手帳の所持の有無は問いません。

3 今後の予定

「読書バリアフリー」について、支援を必要とする人や支援者のほか、市民の認知度を高め理解を深めるため、情報発信に取り組みます。

○啓発リーフレット（別紙1）

「読書のバリアフリー じぶんにあった読書のカタチって？」

○中央図書館「読書バリアフリーアクセス」（別紙2）

活字の大きい書籍や音声で聞く書籍など資料を増やし、誰もが円滑に利用できるよう支援を充実していきます。また、職員・ボランティア等の人材育成に取り組んでいきます。